

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令等について

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

(1) 指定(地方)行政機関

各省及び各省の主要出先機関を指定

(2) 指定公共機関 (P2)

災害対策基本法、事態対処法において指定されている指定公共機関を基本に、感染症対策を考慮し、電気事業者、ガス事業者、日本医師会等を指定 (←内閣総理大臣公示にて別途公示)

(3) 医療等の実施の要請・指示の対象となる医療関係者等

○医療関係者の範囲

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士

(4) 緊急事態宣言の要件 (P3)

重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して、相当程度高いと認められる場合

(5) 感染拡大防止のための施設の使用制限等の対象施設等 (P4)

(6) 売渡しの要請・収用等の対象となる特定物資

医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料、その他内閣総理大臣が定めるもの

(7) その他

実費弁償・損害補償の手続、特定物資の収用等の際の公用令書の交付手続 等
(←公用令書等の様式を内閣総理大臣公示にて公示)

2. 施行期日政令

特措法は平成25年4月13日（土）から施行する。

指定公共機関

災害対策基本法、事態対処法において指定されている指定公共機関を基本に、感染症対策を考慮

業種	事業者名
医療	独立行政法人労働者健康福祉機構
	独立行政法人国立病院機構
	独立行政法人国立国際医療研究センター
	日本赤十字社
	公益社団法人日本医師会
	公益社団法人日本歯科医師会
	公益社団法人日本薬剤師会
	公益社団法人日本看護協会
	公益社団法人全日本病院協会
	一般社団法人日本医療法人協会
	一般社団法人日本病院会
	一般財団法人化学及血清療法研究所
	北里第一三共ワクチン株式会社
	武田薬品工業株式会社
	グラクソ・スミスクライン株式会社
	塩野義製薬株式会社
	第一三共株式会社
	中外製薬株式会社
	株式会社ジェイ・エム・エス
	株式会社トップ
	テルモ株式会社
	ニプロ株式会社
	一般社団法人日本ワクチン産業協会
一般社団法人日本医薬品卸売業連合会	
電気	沖縄電力株式会社
	関西電力株式会社
	九州電力株式会社
	四国電力株式会社
	中国電力株式会社
	中部電力株式会社
	東京電力株式会社
	東北電力株式会社
	北陸電力株式会社
	北海道電力株式会社
	電源開発株式会社
	日本原子力発電株式会社

業種	事業者名
ガス	大阪瓦斯株式会社
	西部瓦斯株式会社
	東京瓦斯株式会社
	東邦瓦斯株式会社
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社
	四国旅客鉄道株式会社
	九州旅客鉄道株式会社
	日本貨物鉄道株式会社
	東京地下鉄株式会社
	東海旅客鉄道株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社
	東日本旅客鉄道株式会社
	小田急電鉄株式会社
	近畿日本鉄道株式会社
	京王電鉄株式会社
	京成電鉄株式会社
	京阪電気鉄道株式会社
	京浜急行電鉄株式会社
	首都圏新都市鉄道株式会社
	西武鉄道株式会社
	東京急行電鉄株式会社
	東武鉄道株式会社
	名古屋鉄道株式会社
	南海電気鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社	
阪神電気鉄道株式会社	
貨物運送	佐川急便株式会社
	西濃運輸株式会社
	日本通運株式会社
	福山通運株式会社
	ヤマト運輸株式会社
空港管理	新関西国際空港株式会社
	中部国際空港株式会社
	成田国際空港株式会社

業種	事業者名
航空	全日本空輸株式会社
	日本航空株式会社
水運	オーシャントランス株式会社
	商船三井フェリー株式会社
	新日本海フェリー株式会社
	太平洋フェリー株式会社
	マルエーフェリー株式会社
	株式会社商船三井
	川崎汽船株式会社
	日本郵船株式会社
	旭タンカー株式会社
	井本商運株式会社
	上野トランステック株式会社
	川崎近海汽船株式会社
	近海郵船物流株式会社
	栗林商船株式会社
鶴見サンマリン株式会社	
日本海運株式会社	
琉球海運株式会社	
金融	日本銀行
報道	日本放送協会
通信	日本電信電話株式会社
	東日本電信電話株式会社
	西日本電信電話株式会社
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	KDDI株式会社
	ソフトバンクテレコム株式会社
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
ソフトバンクモバイル株式会社	
郵便	日本郵便株式会社

緊急事態宣言の要件

(法律要件1)

国内で新型インフルエンザ等感染症の患者等又は新感染症の所見のある者の報告

(法律要件2)

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件 I)

重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)が通常のインフルエンザにかかった場合に比して、相当程度高いと認められる場合

海外及び国内の臨床例を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。

※ 感染症法に基づき厚生労働大臣が公表する段階では、ある程度の臨床例が蓄積されていると考えられる。

(法律要件3)

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件 II)

①疫学調査の結果、報告された患者等に感染させた原因が特定できない場合

or

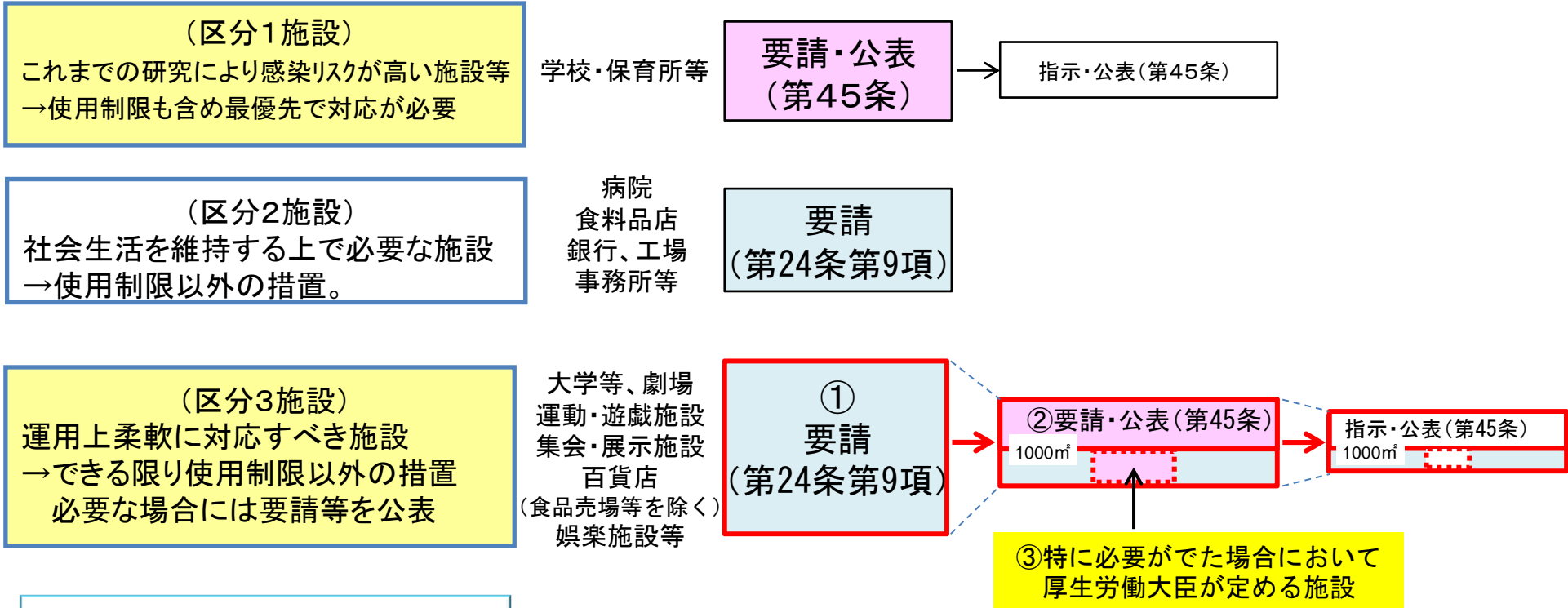
②上記①の場合のほか、患者等が不特定の者に対して感染させる行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

※ 患者等に関する積極的疫学調査を行い、その結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。

感染を防止するための施設使用制限等について

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点から、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※特措法第45条の要請は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。
 特措法第24条第9項の要請は、指示まで至らない措置。また公表もされない。



施設の使用制限以外の措置

- ・ 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- ・ 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒
- ・ マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・ 上記に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めるもの